

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

平成 22 年 7 月 15 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 勝 島 朝 子

上越市監査委員 山 崎 一 勇

記

第 1 監査の種類

行政監査

第 2 監査の期間

平成 22 年 1 月 29 日から平成 22 年 7 月 7 日

第 3 監査対象事務

施設使用料の減免に係る事務（平成 20 年度）

第 4 監査の目的

上越市は、合併前の各市町村で定めた施設の使用料について、統一性を図り、公平な運用を行うため、合併協議や行政改革推進計画に沿って、平成 19 年度に使用料の見直しを行った。併せて、施設利用の対価として定めた使用料の意義を保ち、また、市民全体の平等性を維持していく上から、使用料の減免基準を明確にし、適切な運用

を図るための基本的な方針を定めた。

また、この減免基準は市のホームページ等で広く市民に公表し、各々の施設で使用料の減免手続きが実施されている。

今回の行政監査では、施設使用料の減免に係る事務を対象とし、減免の必要性や公益性の度合い等について十分な検討が行われているか、また、方針に基づき適正に運用されているか、などを主眼として、監査を行ったものである。

第5 監査の方法

平成20年度決算書等から使用料の全体を把握し、指定管理者による施設、市で定めた減免基準のほかに減免の対象となる団体等を規定した基準により減免の適否を決定している教育委員会所管施設(教育使用料)、また、介護保険施設や保育園等(民生使用料)、斎場や診療所等(衛生使用料)を除き、市直営の58施設を対象とした。

担当課からは、施設利用承認申請書、決定通知書及び施設減免申請書、減免決定通知書の提出を求め、書類の審査を行った。また、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、一連の事務の執行・処理について監査を実施した。

参考：管理方法別施設数 (平成22年4月1日現在)

管理方法	施設数
指定管理者の管理による施設	263施設
市の直営管理による施設	720施設
計	983施設

第6 監査の着眼点

1 法令等について

(1) 使用料減免に関する条例、規則等は整備されているか。

2 使用料減免の事務手続き等について

(1) 減免の決定は条例、規則等に適合しているか。

(2) 使用料減免の必要性は明確か。

(3) 使用料減免申請書を適正に受理しているか。

(4) 使用料減免の決定通知は適正に通知されているか。

(5) 使用料減免の額の算定に誤りはないか。

第7 市が定めた減免基準

市は、平成19年10月1日に「その他市長が認めるもの」の減免基準を設定した。

利用内容の統一基準

その他市長が認めるもの（利用内容）	
全額減免 (1)	・防災士、食生活改善推進員、健康づくりリーダー、母子保健推進員の利用 (目的にあった利用に限る)
	・町内会長連絡協議会、子ども会連合会、連合婦人会、連合青年団 PTA 連絡協議会、文化協会、体育協会、老人クラブ連合会等の利用 (目的にあった利用に限る)
	・地域のコミュニティ組織、地域振興協議会、町内会、婦人会、こども会、老人会、青年会、青少年育成協議会、PTA、消防団、地域防犯組合等の利用 (目的にあった利用に限る)
	・市及び教育委員会が共催事業としたもののうち、全国又は全県規模に匹敵する事業などの理由から特に公益性が高いと認められる利用
	・市内の幼稚園、保育園、小中学校が授業等の一環としての利用
	・国や他の地方公共団体が利用する場合で、市民の福祉向上のための利用
半額減免 (2)	・非営利団体が、市民活動を活発にするため企画、実施する「講座、講習、発表会、展示会、スポーツ、レクリエーション大会」などの利用
	・クラブ活動等のうち、青少年の健全育成に繋がる活動のための利用
	・市及び教育委員会が主催した講座の修了者が、自主グループを立ち上げ、その活動を継続・発展させていくための利用
	・学校教育法に規定されている 市内の高等学校、特殊教育諸学校高等部、専修学校及び大学が学校の授業及び行事での利用
	・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人で構成されている市内の福祉団体や保護者団体の利用
・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている個人が体育施設での個人利用	

減免判断の統一基準

その他市長が認めるもの（減免の判断）	
全額減免 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が育成した方々が、市の施策に沿って地域で事業展開をしている活動は、主催事業と同等とみなす。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興や教育振興等のために活動する団体の連合体は、それぞれの構成団体の要であり、その活動の社会貢献度は大きいことから、主催事業と同等とみなす。
	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの団体の活動（コミュニティの醸成、教育の振興、青少年の健全育成、地域の安全確保など）は、地域社会を支える活動であり、社会貢献度は大きいことから、主催事業と同等とみなす。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び教育委員会が共催し市が参画している事業であり、かつ、広域的な大規模な事業は、地域経済や市民への影響力の点で積極的な支援が必要と考える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育的な見地から、市が全面的に支援すべきものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国や他の地方公共団体の活動は、公益活動であり、共に市民の福祉の向上に向けて協力していく必要がある。
半額減免 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者から受講料を負担いただく中で、使用料全額を負担して運営されるべきものであるため、支援が必要と判断されるものに限る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年のクラブ活動は、参加する青少年の利益に繋がるものの、青少年の健全育成は社会全体で取り組むべきものであることから、保護者の負担と社会の負担を折半することとした。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び教育委員会主催の講座の修了者が、仲間を集め自主的な活動として自立するには、一定期間の支援が必要であることから適用するもの。
	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育との差別化を図ったもの。教育の観点から支援する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施策として支援が必要
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施策として支援が必要

第 8 監査結果

1 法令等について

(1) 使用料減免に関する条例、規則等は整備されているか。

減免に関する条例、規則は全ての施設において整備されている。また、使用料の減免基準を以下のように規定している施設は 49 施設となっている。

<条例の減免基準>

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を免除し、又は減額することができる。

- ・ 「市が主催する場合 使用料の全額」
- ・ 「市が共催する場合 使用料の 50 パーセンの額」
- ・ 「その他市長が必要と認める場合 必要と認める額」

また、その他の 9 施設においては、条例でそれぞれ減免規定が整備されているほか、「柿崎農業構造改善センター」、「福祉交流プラザ」、「都市公園」では、条例のほかに 減免規定を定めた内規が整備されている。

2 減免の状況 (1)

平成20年度における各施設の使用料(決算額)と減免件数及び減免額は以下のとおりである。

(注: 使用料件数は利用申請書の枚数の合計。減免件数は使用料減免申請書の枚数の合計)

(円、件)

	施設名	所管課	使用料		減免	
			件数	金額	件数	金額
1	町家交流館高田小町	文化振興課	1,119	1,148,730	26	60,680
2	レインボーセンター	用地管財課	3,286	4,069,860	362	655,680
3	小川未明文学館	文化振興課	25	458,920	11	601,755
4	雁木通りプラザ	用地管財課	886	1,907,896	35	1,197,280
5	きよさと会館	清里区総務・地域振興G	331	72,778	168	503,380
6	高田駅前コミュニティルーム	用地管財課	163	237,640	91	153,920
7	上越市春日謙信交流館	公民館	1,592	707,220	222	864,210
8	八千浦交流館はまぐみ	公民館	2,317	981,770	252	340,700
9	山海荘	名立区市民生活・福祉G	3	1,800	0	0
10	三和高齢者コミュニティセンター ひなた荘	三和区市民生活・福祉G	95	51,400	0	0
11	安塚多目的交流施設	安塚区市民生活・福祉G	50	34,400	2	8,400
12	谷ゲートボール場	浦川原区市民生活・福祉G	27	3,000	2	35,600
13	大潟コミュニティスポーツハウス	大潟区市民生活・福祉G	314	449,800	2	12,000
14	三和ふれあいホール	三和区市民生活・福祉G	369	925,200	12	39,300
15	上越福祉交流プラザ	福祉課	43	65,200	37	223,500
16	上越市女性サポートセンター	公民館	568	1,007,580	45	127,100
17	三の輪台いこいの広場	産業振興課	429	197,700	0	0
18	上越市農業研修センター芙蓉荘	農業政策課	720	798,100	66	86,090
19	上越市ファームセンター	農業政策課	737	640,920	110	198,760
20	上越市ラーバンセンター	農業政策課	1,212	1,107,600	397	454,330
21	高士地区多目的研修センター	農業政策課	423	2,800	29	19,700
22	横住総合交流センター	浦川原区産業建設G	55	2,740	48	70,860
23	浦川原里山地域活性化センター	浦川原区産業建設G	149	113,550	84	114,160
24	大出口荘	柿崎区産業建設G	2	380	1	2,660
25	円田荘	名立区産業建設G	81	25,040	43	27,370
26	上中山農産物等加工センター	柿崎区産業建設G	195	413,000	0	0
27	雪中貯蔵施設	安塚区産業建設G	11	311,806	0	0
28	大島ゆきわり荘	大島区産業建設G	269	184,620	27	153,500
29	柿崎農業構造改善センター	柿崎区産業建設G	209	402,500	46	24,690
30	板倉ふれあい市場	板倉区産業建設G	1	41,480	0	0
31	武士作業施設	清里区産業建設G	1	1,334,880	0	0

(円、件)

	施設名	所管課	使用料		減免	
			件数	金額	件数	金額
32	棚田作業施設	清里区産業建設G	1	13,500	0	0
33	大島庄屋の家	大島区産業建設G	166	5,184,700	0	0
34	牧ふるさと村自然と憩いの森	牧区産業建設G	24	154,200	2	18,000
35	牧ふれあい体験交流施設	牧区産業建設G	111	79,940	20	62,580
36	吉川物産館	吉川区産業建設G	3	370	3	273,100
37	坊ヶ池湖畔公園	清里区産業建設G	61	48,000	1	2,500
38	光ヶ原高原観光総合施設	板倉区産業建設G	14	49,000	0	0
39	浦川原霧ヶ岳公園	浦川原区産業建設G	14	18,800	0	0
40	柿崎大出口公園	柿崎区産業建設G	10	27,800	2	6,500
41	上越観光物産センター	観光振興課	179	14,860,975	9	869,610
42	高田公園他	都市整備課	78	1,995,666	58	193,793,980
計			16,343	40,133,261	2,213	201,001,895

高田公園他の減免金額 193,793,980 円の主なもの、観桜会 (158,508,000 円) はすまつり (19,200,000 円) 及び天地人博 (4,590,000 円) である。

以下は、入館者等の人数が把握できたため、使用料欄は人数で表示している。

(円、件)

	施設名	所管課	使用料		減免	
			人数	金額	件数	金額
1	高田城三重櫓	文化振興課	33,025	5,279,255	11	43,050
2	スキー発祥記念館	文化振興課	3,810	292,100	12	32,640
3	旧師団長官舎	文化振興課	7,132	31,100	2	2,700
4	坂口記念館	頸城区総務・地域振興G	3,030	393,850	6	32,300
5	南三世代交流プラザ	保育課	20,583	215,415	197	170,335
6	ろばた館	名立区産業建設G	15,463	3,931,425	4	13,800
7	正善寺工房	農業政策課	2,316	73,500	5	13,500
8	田舎屋	安塚区産業建設G	2,654	2,793,025	0	0
9	上越市清里活性化交流施設	清里区産業建設G	11,139	476,740	50	126,680
10	海洋フィッシングセンター	農林水産整備課	9,261	1,656,450	1	10,100
11	浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ	浦川原区産業建設G	35,872	12,805,410	0	0
12	上越市牧湯の里深山荘	牧区産業建設G	15,182	3,348,450	1	415,000
13	清里農村体験宿泊休憩施設	清里区産業建設G	12,406	15,302,380	3	16,800
14	三和米と酒の謎蔵	三和区産業建設G	4,674	1,153,950	5	5,100
15	シーサイドパーク名立	名立区産業建設G	16,328	2,997,000	4	13,000
16	交通公園	都市整備課	43,396	2,878,800	0	0
計			236,271	53,628,850	301	895,005

合 計				93,762,111	2,514	201,896,900
-----	--	--	--	------------	-------	-------------

58 施設の内、44 施設で、年間 2,514 件の減免を行っており、その合計額は 201,896,900 円となっている。

3 減免の状況(2)

減免の判定理由別の内訳は、以下のとおりである。

(件)

施設名	減免件数		市主 催	市共 催	その他市長が認めるもの												
					全額減免(1)						半額減免(2)						
					独 自	不 明										不 明	
1 町家交流館 高田小町	26	25	1	12	1		10	3									
2 レインボー センター	362	266	96	240	1	8	17	1				82			10		3
3 高田城三重櫓	11	11	0	5				6									
4 スキー発祥 記念館	12	11	1	4				7						1			
5 旧師団長官舎	2	2	0	2													
6 坂口記念館	6	5	1	4	1			1									
7 小川未明文学館	11	8	3	7					1					3			
8 雁木通りプラザ	35	34	1	34	1												
9 きよさと会館	168	168	0	111		10	46	1									
10 高田駅前コミュニ ティルーム	91	91	0	61		7	23										
11 上越市春日謙信 交流館	222	179	43	144	5	3	31		1		11	23	2		2		
12 八千浦交流館 はまぐみ	252	131	121	39		22	49	21			6	71	42	1	1		
13 山海荘	0	0	0														
14 三和高齢者コミュニ ティセンターひな た荘	0	0	0														
15 安塚多目的交流施 設	2	2	0	1			1										
16 谷ゲートボール場	2	2	0				2										
17 大潟コミュニテイ スポーツハウス	2	2	0				2										
18 三和ふれあいホー ル	12	0	12								12						
19 上越市福祉交流プ ラザ	37	35	2	13					1	21	1	1					
20 南三世代交流プラ ザ	197	167	30	5		9	146	7			1	16		1	12		
21 上越市女性サポー トセンター	45	25	20	18		4	2	1			4	9			7		
22 三の輪台いこいの 広場	0	0	0														
23 上越市農業研修セ ンター芙蓉荘	66	66	0	55		1		10									
24 上越市ファーム センター	110	80	30	55			20				5	30					
25 上越市ラーバン センター	397	167	230	123	1	7	8	24			5	205			24		
26 高土地区多目的研 修センター	29	29	0				28	1									
27 横住総合交流促進 センター	48	48	0	7			41										
28 蒲川原里山地域活 性化センター	84	80	4	8			72				4						

(件)

施設名	減免件数			市主催	市共催	その他市長が認めるもの														
						全額減免(1)						半額減免(2)								
	全額	半額											独自	不明						
29 大出口荘	1	1	0				1													
30 円田荘	43	43	0	12		4	26		1											
31 ろばた館	4	4	0	2			2													
32 正善寺工房	5	4	1	1					3										1	
33 上中山農産物等加工センター	0	0	0																	
34 田舎屋	0	0	0																	
35 雪中貯蔵施設	0	0	0																	
36 大島ゆきわり荘	27	27	0	21						6										
37 柿崎農業構造改善センター	46	46	0	9							37									
38 板倉ふれあい市場	0	0	0																	
39 上越市清里活性化交流施設	50	34	16	4			30							16						
40 海洋フィッシングセンター	1	1	0	1																
41 武士作業施設	0	0	0																	
42 棚田作業施設	0	0	0																	
43 浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ	0	0	0																	
44 大島庄屋の家	0	0	0																	
45 牧ふるさと村自然と憩いの森	2	2	0	2																
46 牧ふれあい体験交流施設	20	17	3	11			3		3					3						
47 上越市牧湯の里深山荘	1	1	0	1																
48 吉川物産館	3	2	1	2											1					
49 清里農村体験宿泊休憩施設	3	3	0	3																
50 清里坊ヶ池湖畔公園	1	1	0	1																
51 三和米と酒の謎蔵	5	5	0	2					3											
52 シーサイドパーク名立	4	4	0	1			2		1											
53 光ヶ原高原観光総合施設	0	0	0																	
54 浦川原霧ヶ岳公園	0	0	0																	
55 柿崎大出口公園	2	2	0						2											
56 上越観光物産センター	9	9	0	9																
57 交通公園	0	0	0																	
58 高田公園他	58	58	0	25			9		4	2	18									
計	2,514	1,898	616	1,055	10	75	571	0	100	11	76	10	39	457	44	6	56	1	3	

4 減免の状況(3)

減免件数及び減免額は以下のとおりである。

減免件数	内 訳		減免額
	全額減免	半額減免	
2,514 件	1,898 件	616 件	201,896,900 円

- ・ 使用料減免申請件数は 2,514 件で、その内、全額減免は 1,898 件(75.5%)、半額減免 616 件(24.5%)である。
- ・ 減免額は、201,896,900 円である。

減免の事由別減免件数は以下のとおりである。

(件・%)

市 主 催	市 共 催	その他市長が認めるもの													
		全額減免(1)							半額減免(2)						
								独 自	不 明						
1,055	10	75	571	0	100	11	76	10	39	457	44	6	56	1	3
42.0	0.4	3.0	22.7	-	4.0	0.4	3.0	0.4	1.6	18.2	1.8	0.2	2.2	0.0	0.1

市主催による全額減免が 1,055 件(42.0%)、全額減免(1)- が 571 件(22.7%)、半額減免(2)- が 457 件(18.2%)であり、全体の 82.9%を占めている。

5 使用料減免の事務手続き等について

(1) 減免の決定は条例、規則等に適合しているか。

使用料減免申請書が提出され、市長(施設管理者)は条例や減免基準等の規定に基づき審査し、減免の適否を決定することとなるが、今回監査した使用料減免申請書には、条例や減免基準の「どの項目に該当するため減免を決定する」という根拠規定の記載がなく、減免決定に至る意思決定の経緯が不明確なものが多数見受けられた。

減免の適否の決定経緯については、市民全体の平等性を維持し、市が説明責任を果たす上で明確にしておく必要がある。申請書の書式を工夫するなど、減免の適否の決定経緯を明確にし、記録に残されたい。

また、減免基準では対象とならないと思われる団体等の利用に対して、減免適用していたもの、減免に該当すると思われる町内会や婦人会及び子供会などの利用や非営

利団体による市民活動を支援・助長するための説明会等の利用に対し、減免を適用していないもの、利用形態や利用者が同等と思われるものが施設によって減免の取扱いが異なるものが散見され、これらは利用者間に不公平や疑義を生じることになりかねないと思われる。

前述のとおり、減免基準では対象となり得る団体であっても減免していない事例がみられたが、申請書の利用目的からは減免を適用しない理由を確認できなかった。

市民全体の平等性を維持するため、減免基準の適切な運用について、改めて全庁的な統一を図りたい。

減免に該当するものと思われる事例

	基準項番	施設名	利用者	利用目的
全額減免	(1) -	レインボーセンター (用地管財課)	保護司会	総会
		大島庄屋の家 (大島区産業建設G)	公民館推進員	推進員会議
	(1) -	レインボーセンター (用地管財課)	海外交流協会	集会
		きよさと会館 (清里区総務・地域振興G)	防災事業促進協議会	総会
		上越市農業研修センター 芙蓉荘(農業政策課)	地区老人協議会	老人クラブ輪投げ大会
		大島庄屋の家 (大島区産業建設G)	老人クラブ連合会	会議
	(1) -	町家交流館高田小町 (文化振興課)	町内会	町内役員会、会議
			観光案内協会	観光案内ガイドネットワーク養成講座準備会議ほか
			まちづくり団体	代表者会議
			老人会	健康教室 (町内会と共催)
		旧師団長官舎 (文化振興課)	町内会	役員会
			婦人会	会議
		レインボーセンター (用地管財課)	青少年健全育成協議会	総会
		上越市農業研修センター 芙蓉荘(農業政策課)	青少年健全育成協議会	総会
	高田駅前コミュニティルーム (用地管財課)	町内会	市街地再開発事業現状報告会	

全額減免	(1) -	南三世代交流プラザ (保育課)	町内会	仮装大会打合せ
		上越市農業研修センター 芙蓉荘(農業政策課)	町内会	会合
		ラーバンセンター (農業政策課)	町内会	総会
			子供会	夏季鍛錬、総会
		正善寺工房 (農業政策課)	子供会	ケーキ作り
		大島庄屋の家 (大島区産業建設G)	消防部	会議
			子供会	体験
			地区協議会	会議
			町内会	会議
		牧ふれあい体験交流施設 (牧区産業建設G)	地区協議会	役員会、祭り説明会
			老人会	総会
			地域づくり協会	役員会、幹事会議
			子供会	体験活動
	消防部		消防訓練	
	町内会		そば作り	
	浦川原霧ヶ岳公園 (浦川原区産業建設G)	子供会	野外活動	
	(1) -	町家交流館高田小町 (文化振興課)	上越地域振興局	くびきの沿線物語フォトエッセーコンテスト作品集発行記念講演会・表彰式、作品展示
半額減免	(2) -	町家交流館高田小町 (文化振興課)	NPO 法人	説明会
		上越市春日謙信交流館 (公民館)	NPO 法人	講演会
	(2) -	レインボーセンター (用地管財課)	高文連茶道専門部	新潟県高等学校総合文化祭高校合同茶会
			茶道団体	伝統・文化こども茶の湯教室
	福祉交流プラザ (福祉課)	スポーツ少年団	練習	
(2) -	レインボーセンター (用地管財課)	障害者団体	役員会	

減免を適用したが、減免に該当しないと思われる事例

施設名	利用者	減免内容・利用目的
南三世交流プラザ (保育課)	市民団体	50%減免 生活相談
ラーバンセンター (農業政策課)	政治団体	全額減免 講演会

市の減免基準では非該当である団体を、内規がなく減免適用している事例

(「柿崎農業構造改善センター」では内規により減免適用をしている。)

施設名	利用者	減免内容・利用目的
ファームセンター (農業政策課)	農業共済組合	全額減免 ・畑作物共催地区別加入推進会議 ・農家組合長会議 ・津有南部地区部長会議 ・担い手研修会 ・水稻品質方式及び農済制度説明会
ラーバンセンター (農業政策課)	農業共済組合	全額減免 ・畑作物共済推進会議 ・和田地区部長会議 ・水稻品質方式制度説明会
	土地改良区	全額減免 ・総代会

* 施設の特異性の面から独自の基準で減免する必要性のある施設については、その基準を明確にされたい。

全額減免適用したが、50%減免であると思われる事例

施設名	利用者	利用目的
高士地区多目的研修センター (農業政策課)	高等学校	岩の原葡萄園収穫実習休憩所
高田公園ほか (都市整備課)	ディスクゴルフクラブ	障害者ディスクゴルフ大会
	NPO 団体	市民活動フェスティバル(市共催)
	動物愛護協会上越支部	動物フェスティバル(市共催)

減免の取扱いが違う事例

施設名	利用者	減免内容
町家交流館高田小町 (文化振興課)	まちづくり団体	減免なし まちネット代表者会議
高田駅前コミュニティル ーム(用地管財課)		全額減免 まちづくり会議
レインボーセンター (用地管財課)	茶道、生け花、民謡団体	50%減免 他の施設は減免なし 伝統文化こども教室 茶、民謡、生 け花教室
	障害者協会	50%減免と減免なし
上越市春日謙信交流館 (公民館)	市民大学出身者	50%減免と減免なし 会議
町家交流館高田小町 (文化振興課)	青少年クラブ活動	減免なし 他の施設 50%減免 幼年野球会議
八千浦交流館はまぐみ (公民館)	子ども会	全額減免と 50%減免 集会、レクリエーション

(2) 使用料減免の必要性は明確か。

減免基準の方針では、「施設の利用に公益性があるもの、負担能力から支援が必要であるものなどを判断基準として、政策的に行うものであり、利用者個人の利益につながる利用は、原則対象としない。」とし、公益性の度合いや負担能力の状況等から真に必要なものか判断し、減免の可否を判断することと規定している。

減免基準では、施設利用者や利用内容による判断基準は整理しているものの、利用者個人の利益につながると思われる利用が見られたことから、適正な運用を図られたい。

利用内容から減免の対象とならないと思われる事例

施設名	利用者	利用内容
浦川原里山地域活性化セ ンター (浦川原区産業建設G)	NPO 団体 (50%減免)	NPO 団体の会議
	老人会 (全額減免)	スポーツ大会反省会、懇親会 ほか
	町内会 (全額減免)	
	地区協議会 (全額減免)	

(3) 使用料減免申請を適正に受理しているか。

規則で定めた様式では、減免申請者の押印は求めているが、一部の施設で減免申

請者の押印を求めているものがあつた。

また、施設利用申請書の使用目的の記載のないもの、鉛筆書きのもの等が散見されたため、記載内容を確認の上、受理されたい。

改善すべき事例

施設名	内 容
きよさと会館 (清里区総務・地域振興G)	使用料減免申請者に押印を求めていた
雁木通りプラザ (用地管財課)	施設利用申請書の使用目的欄に記載のないものが多数確認された

(4) 使用料の減免決定は適正に通知されているか。

一部の施設で減免決定通知書に市長印省略と記載している施設があつた。規則では、市長印の押印が必要であることから適正に通知されたい。

改善すべき事例

施設名	内 容
ろばた館 シーサイドパーク名立円田荘 (名立区産業建設G)	減免決定通知書に「市長印省略」と記載し、市長印の押印がなかった

(5) 使用料減免の額の算定に誤りはないか。

ほとんどの施設では算定に誤りが見られなかったが、減免額の算定において10円未満を切り捨てて使用料を決定していたものがあつた。

使用料の決定にあたっては適正に算定されたい。

改善すべき事例

施設名	内 容		
レインボーセンター (用地管財課)	・使用料 2,030 円	算定額 2,030 円 × 50% = 1,015 円	減免額 1,010 円
	・使用料 870 円	算定額 870 円 × 50% = 435 円	減免額 430 円
	・使用料 1,450 円	算定額 1,450 円 × 50% = 725 円	減免額 720 円
ラーバンセンター (農業政策課)	・使用料 1,600 円	算定額 1,600 円 × 50% = 800 円	減免額 800 円
	・使用料 2,030 円	算定額 2,030 円 × 50% = 1,015 円	減免額 1,010 円
	・使用料 1,750 円	算定額 1,750 円 × 50% = 875 円	減免額 870 円
		計 2,690 円	計 2,680 円

第8 むすび

使用料の減免は公益性の度合い等について十分な検討が行われ、また、市全体で統一性や平等性が維持されなければならない。それには、市が定めた減免基準に基づく適正な事務処理が重要である。

今回行政監査の対象とした施設の使用料の減免に係る事務処理において、減免理由の根拠が不明確なものが多数見受けられた。

また、基準によらないで減免適用をしていたもの、減免基準に該当すると思われるが適用していないもの、利用者や利用形態が同じと思われる事例が施設によって減免の適否や減免率の取扱いが異なるものが散見された。

さらに、公益性等の度合いから減免の適用に疑問があるものも見受けられた。

このため、使用料減免に係る事務が、減免基準に基づき適正に運用されているかを改めて検証するとともに、市民に疑義を生じさせることのないよう運用されたい。

また、施設の特異性の面から独自の基準で減免している施設があったが、基準が明確に定められていなかった。

その他、減免規定を定めた内規を整備し、減免の適否を内規に基づき決定している施設があった。

このような独自の基準で減免を適用している施設においては、施設の設置目的や市が定めた減免基準を逸脱していないか全庁的な観点から検証されたい。

使用料の減免は、市民活動の支援や障害者等への配慮といった政策的な観点に基づき実施されていると理解するが、一方で、施設利用者間の負担の公平性を図る観点からも施設を取り巻く環境や社会情勢の変化を考慮し、必要に応じた減免基準の見直しについても検討するとともに、施設管理者への説明会を開催するなど、運用の取扱いを統一されたい。

使用料の減免に係る事務において、改善・検討を求める案件が数多く見られたことから、今回、監査対象としなかった施設においても、同様の問題がないかを検証されたい。